

令和7年度第1回鎌倉市都市計画審議会 会議録

日 時：令和7年（2025年）5月12日（月）午後3時～午後3時40分

会 場：鎌倉市役所本庁舎2階全員協議会室

出席者：村山会長、谷口副会長、村瀬副会長、市川委員、久保田委員、大石委員、後藤委員、
前川委員、永野委員、町田委員、星名委員

欠席者：大森委員、久寿米木委員、植田委員

事務局：服部まちづくり計画部長、井上まちづくり計画部次長兼都市計画課担当課長、
村上土地利用政策課担当課長兼都市計画課担当課長、藤原都市計画課担当係長、
内田都市計画課担当係長、水谷職員

傍聴者：4名

次第

1	開会
2	諮問 諮問第1号 鎌倉都市計画高度地区制限の適用除外に関する認定申請について
3	その他
4	閉会

1 開会	
井上次長	皆様お揃いいただきましたので、令和7年度第1回鎌倉市都市計画審議会を開催いたします。本日はお忙しい中ご参加いただきましてありがとうございます。今年度からまちづくり計画部の次長兼都市計画課担当課長、また、土地利用政策課担当課長の兼務として新たに採用されました井上でございます。本年度から私が務めさせていただきます。皆様どうぞよろしくお願いいたします。まず、今回はオンライン併用での開催となりますので、接続の確認をさせていただきます。オンラインでご参加の方、不具合等ございませんでしょうか。不具合等なさそうですので、進めさせていただきます。この先、オンラインでご参加の方におかれましては、会議中、画面はオン、マイクはオフ、としていただき、ご発言時のみマイクをオンとするようお願いいたします。では、ここからは村山会長に進行をお任せしたいと思います。よろしくお願いいたします。
村山会長	皆様こんにちは。今日もよろしくお願いいたします。議長を務めます、会長の村山です。それでは開会にあたり、事務局から報告などをお願いします。
井上次長	本日は、オンライン含め11名の委員にご出席いただいております。また、大森委員、久寿米木委員、植田委員から事前に欠席の旨、ご連絡をいただいております。委員14名中、過半数以上の出席がありますので、鎌倉市都市計画審議会条例施行規則第3条第2項の規定により、審議会が成立していることをご報告いたします。次に、人事異動がありましたので、事務局職員の紹介をさせていただきます。今年度、まちづくり計画部担当部長からまちづくり計画部長となりました服部でございます。続いて、今年度から都市計画課担当課長を兼務することとなりました土地利

	用政策課担当課長の村上でございます。続いて、都市景観課から異動してまいりました都市計画課担当係長の藤原でございます。また、今年度から担当係長となりました内田でございます。担当は昨年度と変更なく齋藤と水谷となります。続いて、委員の委嘱替えがありましたので、報告いたします。本日は欠席となっておりますが、県の人事異動に伴い、神奈川県鎌倉警察署長の植田圭一氏が新たに委員となっております。最後に、会議の公開及び傍聴についてです。本日の会議及び会議資料につきましては、鎌倉市都市計画審議会会議の公開等に関する取扱要領に基づき、公開いたします。また、市ホームページ及び広報にて傍聴者を募集したところ、4名の傍聴希望があり、村山会長と調整の上、入室いただいていることをご報告します。傍聴の皆様におかれましては、事務局から事前にご案内しているとおおり、会議中の発言や拍手等の賛否表明、録音や撮影などはご遠慮願います。以上となります。
2 諮問 第1号 鎌倉都市計画高度地区制限の適用除外に関する認定申請について	
村山会長	それでは、次第に沿って進めていきたいと思います。諮問第1号「鎌倉都市計画高度地区制限の適用除外に関する認定申請について」、事務局から説明の後に質疑に入ります。事務局から説明をお願いいたします。
藤原係長	都市計画課の藤原です。諮問第1号鎌倉都市計画高度地区制限の適用除外に関する認定申請について、ご説明いたします。お手元の資料は、事前に郵送した資料を若干微修正しましたので、再度配付しています。また、参考として事業者の申請書に添付されている図面の写しを用意しています。本日の説明はパワーポイントを使用していきますので、スクリーンも見ていただければと思います。スライドの右下の番号で1ページをご覧ください。今回の内容は、鎌倉市上町屋の工業専用地域、第4種高度地区、高さ制限31mにおいて、事業者から31mを超える建築物の計画に関する高度地区の適用除外申請がなされたことから、鎌倉市都市計画審議会諮問等基準に基づき、本審議会に諮問するものです。2ページをご覧ください。高度地区についてご説明します。本市では、平成20年に都市計画決定した高度地区について、令和2年に指定区域を拡大する都市計画の変更を行っています。この変更により、高度地区は第1種から第4種までの4種類となり、第4種は高さ制限が31mとなりました。また、適用除外の規定も設けており、高さの基本最高限度を適用しない条件のひとつとして、「建築物の高さの基本最高限度を超える必要があり、かつ、当該地域の居住環境及び景観を阻害しないものとして市長があらかじめ都市計画審議会の意見を聴いた上で認めたもの」と定めています。3ページをご覧ください。鎌倉市都市計画審議会諮問等基準では、審議会に諮問する案件として、先ほどご説明した「適用除外に関する認定を受けようとするもの」としています。今回はこの規定に基づき、申請建物が適用除外に該当するものであるかについて、ご審議をいただくものです。4ページをご覧ください。高度地区の運用基準ですが、適用除外の内容で「建築物の高さの基本最高限度を超える必要性があるもの」とは次のようなものをいう、と説明しており、「工業専用地域内の工業系建築物における研究開発機能や業務機能を有する建築物の建築」というのが今回の内容に当てはまるものとなっています。また、「工業系建築物」とは「工場、事務所、倉庫等の用途に供する建築物で、それぞれの用途地域において建築可能なもの」としており、こちらも

今回の内容に当てはまっています。5ページをご覧ください。これまでの手続の経過です。「鎌倉市まちづくり条例」に基づく手続は4月25日で終了しており、これまで、令和6年11月に「大規模開発事業基本事項届出書」が提出されてから、住民説明会、まちづくり審議会、市の助言・指導、事業者の方針書の提出がなされています。その後、令和7年4月15日付けで「高度地区の適用除外に関する認定申請」がなされ、本日の審議会に至っています。なお、「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」については、建物用途が同一であるなどの条件から、適用除外となっています。6ページをご覧ください。本審議会に諮問する理由などをご説明してきましたが、本日は、「建築物の高さ制限31mを超える適用除外を認めてよいか」について、ご審議をいただきたいと思います。その判断材料となる「高さの基本最高限度を超える必要性」、「周辺住宅への日照の影響」、「周辺からの景観」について、これからご説明します。7ページをご覧ください。申請場所の案内図ですが、申請者である三菱電機株式会社鎌倉製作所は、大船駅から南西側に約1.6kmの位置に立地しています。当該地周辺も工業地域や工業専用地域であり、東側の住宅が立ち並ぶ区域は第一種住居地域となっています。8ページをご覧ください。土地利用計画図ですが、今回は4棟の増築計画があり、このうち製造棟と工作棟の2棟がそれぞれ37.8m、37.6mと31mを超えており、ご審議の対象となります。9ページをご覧ください。製造棟の完成予想図ですが、地上6階、塔屋1階の建物で、地盤面から塔屋までの高さが37.8mとなっています。10ページをご覧ください。こちらは工作棟の完成予想図ですが、地上6階、塔屋1階の建物で、地盤面から塔屋までの高さが37.6mとなっています。11ページをご覧ください。製造棟が31mを超える理由としては、1点目として、断面図に示すように、大型製品の試験を行うため、大空間として約20mの吹抜け構造が必要であること、2点目として、建物の気密性を確保し、設計～組立～試験をひとつの建物内で完結させるには、上層階に設計室等を配置する必要があることとなっています。12ページをご覧ください。工作棟が31mを超える理由についてですが、1点目として、機械加工設備の作業を行うため、作業室として約8mの吹抜け構造が必要であること、2点目として、精密機器をひとつの建物内で完結して製造するには、上層階に3層分のクリーンルームを配置する必要があることとなっています。13ページをご覧ください。市の「助言・指導」の内容についてです。項目は8つあり、このうち高さに関するものは、「(1) 大規模工場における景観について」、「(5) 市民への配慮及び貢献について」の2つです。具体的な内容としては、(1)については、「周辺市街地のスカイライン、配置、規模、色彩等と協調すること」や、「鎌倉市景観計画に定める山崎跨線橋の眺望点からの見え方に配慮したボリューム、配置、色彩等とすること」、(5)については、「交通渋滞、景観、周辺への日照等について、引き続き、近隣住民の懸念に対応するよう努めること」を助言・指導しています。なお、(1)の景観については、今回の建物が鎌倉市景観条例に基づく景観配慮協議の対象となっており、市の都市景観課と協議済みとなっています。また、5月9日に開催された景観審議会にも協議内容を報告しており、建物の高さに関して特に意見はなかったとの報告を受けています。次のページからは、「助言・指導」に対する事業者の対応につ

いて、景観配慮協議済みの（１）を後にし、（５）、（１）の順に説明します。14 ページをご覧ください。まず、日照の影響についてですが、スライドには今回の建物によって日影がどこまで生じるかについて、最も条件が厳しい冬至の日影図を示しています。このような内容も含めて、住民に対しては、鎌倉市まちづくり条例に基づく説明会を事業者が令和 6 年 12 月に開催していますが、この中で、住民から日照の影響について追加での説明会の要望があったことから、日照の影響がある住宅を中心に、事業者が追加で任意の説明会を 2 回開催しており、住民に対しても丁寧に対応したと報告を受けています。なお、事業者からは、日照の影響については、住民にも理解していただいたと報告を受けています。15 ページをご覧ください。こちらは、建物の高さが、仮に、現行規制でご審議の必要のない 31m であった場合の日影図を示しています。今回の計画と比較しても、それほど大きな差は生じておらず、日照の影響は比較的軽微と想定されています。16 ページをご覧ください。計画敷地の東側には敷地に沿って道路が通っており、道路沿いにはフェンスと樹木やツタなどの植栽がなされています。この道路沿いの黄色い丸で示す位置に、事業者が街灯を設置しており、現地の写真は昼間なので明るく見えますが、自分も現地に行きましたが、植栽などで暗くなりやすいような場所でした。道が狭くて怖いなどの理由から、街灯を追加で設置してほしいとの住民からの要望があったことから、住民への配慮として街灯 2 か所を増設する予定と聞いています。17 ページをご覧ください。先ほどの道路フェンス沿いの植栽については、事業者が定期的に剪定を行っていますが、暗くて怖いなどの理由から、住民からの要望に応じて剪定を実施しました。今後は、樹木の伐採についても検討する予定と聞いています。18 ページをご覧ください。建物の高さについてですが、今回の建物は、当初、まちづくり条例に基づく大規模開発事業届出時は 45m の高さで計画されていました。しかし、市から高さについて助言指導を行った結果、事業者が計画の見直しを行い、約 38m まで高さを引き下げて今の計画となっています。19 ページをご覧ください。周辺の道路からの見え方についてです。景観については、既に景観配慮協議で協議済みであり、あくまでご参考とはなりますが、東側の道路面から見た下の写真 2 枚では、敷地境界から比較的距離が離れたところに建物を見ることができます。一方で、西側や南側の道路からは距離も遠く、あまり見えないため、景観への影響は限定的と言えます。20 ページをご覧ください。こちらは、建物の高さが、現行規制でご審議の必要のない 31m であった場合のラインを示しています。今回の計画と比較しても、周辺からの見え方にそれほど大きな差はないと想定されています。21 ページをご覧ください。鎌倉市景観計画における眺望点である山崎跨線橋上からの見え方についてです。遠くに赤く見えるのが今回の建物ですが、周辺の山並みを超えない範囲であり、周辺市街地のスカイラインから突出したものでもなく、眺望景観への配慮が行われています。また、既存施設と統一感のある形態意匠・色彩の採用や、周辺からの見え方への配慮など、周辺環境との調和が図られています。最後に 22 ページをご覧ください。以上で説明を終わりますが、本日は冒頭に説明したとおり、建築物の高さ制限 31m を超える適用除外を認めてよいかについて、ご審議をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

村山会長	ご説明ありがとうございます。それでは質疑に入ります。ただいまの事務局の説明を踏まえ、ご意見ご質問等ありますでしょうか。谷口委員お願いします。
谷口委員	確認ですが、スライドの日影図や景観の写真に現行規制の高さ 31mラインの点線があるのご説明で言っていましたが、どこにありますか。
井上次長	本日お配りさせていただいたものが最新になっております。スライドの 15 ページと 20 ページの方をご覧くださいとお分かりになるかと思います。
谷口委員	ありがとうございます。
村山会長	他にいかがでしょうか。永野委員お願いします。
永野委員	まちづくり審議会の議論にも参加しました。建築物の高さ 45mだったものが、3ヶ月後に高さ 38m になって提案されました。2月から本日までの3ヶ月の間に何があったのでしょうか。2月の時に現場視察をまちづくり審議会で行っています。そのときは 45mの建築物が建つという話で、現場を見ています。まちづくり審議会のときに、高さについては今後、都市計画審議会で議論するとあったので、まちづくり審議会では高さ 45mの是非については、議論しませんでした。今日になったら 38mに下がった図面が事業者から提出されています。この経緯を見ていますとレイウエル鎌倉を思い出します。勤労福祉会館が8階建て、それはもう既に周辺の建物より1階高く建ちました。業者がそのときに最初に申請した資料は、23階建てと聞いています。23階建てなど建つはずがないのに申請し、実際は7階までの場所に8階建ての申請を通してしまった。そういう経緯が浮かんできました。鎌倉市内で今議論している高度制限について、過去にどんなものがあったか。都市計画審議会で議論対象になったのは、直近で、徳洲会の湘南鎌倉病院の本館の建て替えのときに総合設計をかけて、容積率の変更をしました。それから徳洲会病院は敷地内に高機能の新たな病棟を建てるときに、高度制限が引っかかりました。もっと遡りますと、御成小学校の2次計画、鉄筋コンクリート5階建て、高さ15mを超えてしまう建物が本審議会を通過していると思います。私はそのとき審議会メンバーではありませんから、結果だけを聞きました。でも実際、小学校はその5階建ての計画を中止しましたので、建築はされていません。それに次ぐ今回の事業案だと考えています。奈良や京都と比較することがいいかどうかいろんな意見があると思いますが、奈良や京都も最高31mと決まっている。鎌倉もそれで運用してきたところ、高さ31mを超える申請が出てきた。やはり、まちづくり審議会の際に示されたように、本審議会場で高さを越えることに値するかということを議論しておくべきかと思います。45mが助言指導により、38mに下がったからいいだろうという感覚では、この案件を捉えることはできないと思っています。
村山会長	ご質問ありがとうございます。大きく2つあったと理解します。1点目は、スライド18ページの通り、まちづくり条例に基づく大規模開発事業届出時の当初計画が45mで、その計画案が2月に開催されたまちづくり審議会でも提示され、そのとき高さについては都市計画審議会で議論するので議論しなかったということですが、そのまちづくり審議会のときから本日の都市計画審議会までの3ヶ月の間で38mになっていますが、どうして修正されたのかということでした。2点目は、鎌倉市内の他の事例のご紹介も踏まえながら、今回の議論の仕方の確認ということだと

	と思いますが、永野委員のおっしゃる通り、今回もスライド6ページに書いてあります通り、45mが38mになったからいいということではなくて、この建築物の高さ制限31mを超える適用除外について認めるかどうかの審議ですので、その判断の材料として必要性和日照と景観の3つの観点がございます。これは45mが38mになったらいいということではなく、あくまでも今日の資料に基づいて3つの判断材料について議論するということでございますので、その点をご理解いただければと思います。では、特に1点目の質問に対して事務局から回答をお願いします。
村上担当課長	土地利用政策課の担当課長の立場で説明をさせていただきます。永野委員おっしゃる通り、まちづくり審議会では45mの計画で審議を進めており、本日は38mでの審議になります。経過についてですが、まちづくり条例の助言指導書を交付したのが4月上旬になります。まちづくり審議会においては、高さについての内容は都市計画審議会に委ねるとしており、まちづくり審議会としては市民視点で考えたときに日照や景観の視点で言及していきましようということで、日照や景観などに配慮してくださいという市長からの助言指導書を出しています。それに対して事業者が高さも含めて検討いただいた結果、38mにしたものと認識しております。
村山会長	ありがとうございました。今のご説明はスライド13ページの助言指導の内容で、まちづくり審議会でも審議していただいたことを踏まえ、市長から事業者に対して、助言・指導したという内容でよろしいでしょうか。
村上担当課長	はい。
村山会長	ここでは具体的に建物の高さを下げてくださいということまでは言っていないけれど、市民への配慮および貢献について検討してくださいということを申し上げ、その対応として高さも下げてください、ということですね。
村上担当課長	はい。会長のおっしゃる通りです。
村山会長	永野委員いかがでしょうか。
永野委員	私の思っていることと、今の説明がうまく合致したとは思えません。まちづくり審議会はまちづくりですから、周辺の東側の道路が1.8mしかない、車のすれ違いがない等、今回の建築の場所に近接する市道について、時間を費やして議論したため、建築物の高さにまで議論が及ばなかった。結果的にそれが助言指導書の中でどのような最終文書になったか、わかりません。なぜ45mから38mに下がったか経緯がわかりにくい説明だったと思います。
村山会長	ありがとうございます。私はあまり問題だとは思っておりません。スライドの13ページに書いてあるとおり、周辺市街地のスカイライン、配置規模、色彩等と協調することや周辺の日照等について引き続き対応してほしいということを市から事業者へ申し上げ、事業者がその内容を踏まえて建築物の高さを下げた。建築物の高さがもっと高くなるというのであれば問題になりますが、低くなるということは景観や周辺の日照について、以前の計画より改善されたということになりますので、事業者の対応に対して肯定的に捉えていいのかと個人的には思います。いずれにしても、今日の審議は修正された38mの建築物の高さについて認めてよいかどうかの審議ですので、必要性・日照・景観の点からご検討いただいて、ご意見を頂戴し

	たいと思います。他にご質問やご意見ございませんでしょうか。オンラインの町田委員お願いします。
町田委員	質問ですが、スライドの 14 ページで住民説明会を任意で 2 回行っていますが、任意の説明会のときには、建築物の高さは 45m か 38m のどちらの高さで説明されているのでしょうか。
藤原係長	任意の説明会では、今回の 38m の計画でご説明をしています。
村上担当課長	すみません。訂正します。任意の説明会ですので、我々は詳細まで把握していませんが、まちづくり条例の手術期間に行った説明会ですので、45m の内容で説明をされているものと認識しています。
町田委員	わかりました。ありがとうございます。
村山会長	他にいかがでしょうか。谷口委員お願いします。
谷口委員	現行規制の高さ 31m と今回の建築物の高さ 38m の線を入れているスライドがありますが、例えば 15 ページですと、日照の影響は「比較的軽微」と書いてありますが、軽微と言っているのかどうか、判断基準が難しいなと思い伺いました。スライド 20 ページの方も「大きな差はない」と記載があり、主観的な言い方をされていて、何をもって判断しているのでしょうか。見方によっては、ずいぶん違うなと思う人もいるかもしれないので、今後も同様の事例があったときのためにも、何らかの基準を決めておいた方がいいのではないかと思います。例えば 20 ページの空が見える面積は当然小さくなる。ただ景観が大事な地域かっていうとそうでもない気もする。何らかの評価するっていうことが大事なのではないかと思いました。日照の方は周辺の住民の方々が許容していればよいと思います。景観の方は市役所の方で何らかの基準を決めた方がいいのではないかと思います。またスライド 21 ページの眺望ですが、確かに建築物ができると何かできたというのはわかるので、何らか判断基準を作った方がいいのではないかと思います。
井上次長	ご質問ありがとうございます。確かにパワーポイントの方で見え方に大きな差はないと書いていますが、大きな差はないように思われるというように口頭では説明しておりますが、資料では断定のように見える点はわかりづらかったかなというところがございます。一方で、5 月 9 日に開催されました景観審議会、景観配慮協議では問題があるというご意見はなかったと伺っております。事務局といたしましては、そういった点を踏まえ、大きな問題はないと考えております。しかしながら、谷口委員のおっしゃったように今後同様の案件が出てきた際にどういう基準で検討すべきなのかというところは今後考えていくことも重要であると思います。
谷口委員	景観審議会の方で問題ない、特に意見が出なかったということであれば、それを引用して、景観としては問題ないと都市景観課の方で判断しているって説明資料に書くと、それは一つの判断基準になるのではないかと思います。
井上次長	ありがとうございます。景観審議会の話は先ほどの藤原の説明の中で口頭のみでの説明にしまっていたところはございます。おっしゃる通りそのような内容を記載することにより、よりわかりやすい議論資料になるかなと思います。今後はそのように反映をさせていただければと考えております。

村山会長	実は、この参考のページは事前説明の段階で私が作ってくださいとお願いした資料です。なぜかという、何も無いところに 38mの建築物が建つイメージでいると我々の審議に変な意味で影響するような気がしましたので、既に認められている 31mと今回の 38mの比較がわかるようにしてくださいとお願いしました。ただ谷口委員のおっしゃる通り、これが軽微かどうかというのは、なかなか難しいところで、都市計画審議会の議論ではできない。ただ景観審議会の方で景観というのは主観的な部分と客観的に決められる部分あると思うのですが、それを総合して審議いただいて、問題がないということですので、我々としては判断を尊重していけばいいかと思います。他にいかがでしょうか。後藤委員お願いします。
後藤委員	確認ですが、スライド 14 ページで住民説明会の開催日で、任意で第 2 回と第 3 回と 2 回行われていますが、そのときは先程のご説明でまちづくり条例に基づく大規模開発事業届け出時の高さ 45mでご説明したことを伺いましたが、その場で住民の方々から出た話は、日照の問題と街灯の問題だけだったのでしょうか。それ以外に何か出たのか知りたいのが一つあります。また、事業者からすると、45mで届出したものが 38mになっていますので 7 m 分下がってことは、建築物として何か機能を減らすということになると思います。お話できる範囲でいいですが、7 m 下げた分、何の機能が失われているのか教えていただければと思います。
井上次長	まず 1 つ目のご質問についてですが、おっしゃる通りです。特に 2 回目の説明会は日照に影響がある住宅の方々を中心にご説明をしてほしいというご意見を踏まえて事業者の方々がご説明されたというところもあり、日照を中心に議論されたと理解しております。その際に樹木の伐採や少し暗くなっているところを配慮してほしいといったご意見があったと事業者の方から説明を受けております。それ以外に都市計画審議会で議論しないところについての意見も、何かしらあった議論があったかもしれませんが、都市計画審議会において関係する内容はなかったと認識しております。2 点目についてのご質問は、村上担当課長お願いします。
村上担当課長	2 点目の 7 m 分どの機能を減らしたかということですが、まちづくり審議会においては建築物の断面図や平面図の審査は行いませんので、実際その時点でどういった断面図なのかというのは、我々も把握していない状況です。断面図については、今回が初めて公開された内容となります。
後藤委員	わかりました。2 点目についてはわからないということですね。また、これは要望ですが、日影図がありましたが、せっかく 38m と 31m のときの図面を比較しているので、45m のときの図も気になったので出した方がいいかなと思いました。
村山会長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。村瀬委員お願いします。
村瀬委員	必要性の観点のところでは質問です。断面図ですが、吹き抜け構造の上の階に設計試験室やクリーンルームを配置しなくてはならないとありますが、別の箇所に持ってくれば建築物の高さはいらないのではないかなと思ってしまいますが、やはり上部に配置しなければいけないのでしょうか。
村山会長	ありがとうございます。建築計画の工夫で高さ 31m 未満にできないこともないかもしれないという質問です。説明にあった必要性についてもう少し詳しく、建築計画的な観点からないでしょうか。事務局お願いします。

藤原係長	高さの必要性の話ですが、例えば、工作棟の断面図の中でクリーンルームの上下に事務室や食堂がある。こういったものが別の場所に持ってくれば高さを抑えられるのではないかとありますが、ここに必要になってくるその理由ですが、例えば事務室につきましては、こちらの現場で加工や試験のデータを取り扱っており、建築物の外へ持ち出しを最小限に抑えるといったような機密性の観点から、建築物内に配置をしています。また、現場との行き来が頻繁に発生するため、効率性も考慮しています。食堂につきましては、工作棟で機械加工を行う現場作業者が利用する場所として設けております。重量物を扱う重筋作業となってくるため、作業員の身体的負担を少しでも軽減するために、同一建物内に配置をして、移動距離の短縮化を図るとともに、昼食時以外は休憩室として利用するようなことも想定しているとのことです。あとは、全体と言えることですが、敷地内に事務室や食堂を建設できるような空地が現状もないような状態で、そういったことも理由の一つにはなっていると伺っています。
井上次長	追加でご説明させていただきますが、直接の質問で言うと吹き抜け部分の上に設計・試験室があり、同じ建築物に配置する必要があるのかというご質問だったと認識をしております。同じ理由にはなってくると聞いております。やはり製造を行っている関係で機密性が高く、そこを重視した結果としてこういった配置の申請をしたと聞いております。
村山会長	ありがとうございます。もう一つ言うならば、大前提として8ページのスライドにある通り、建設可能な敷地がほとんど残っていないくて、この限られた敷地の中で建ぺい率等を考慮し、建築しなければならない。もし敷地が広ければ、高さを上げなくても、横に広げればいいわけですが、それもできない中で建築計画を工夫していただいたということであると思います。他にいかがでしょうか。それでは、適用除外に関しまして、特にこれを問題視するご意見はございませんでしたので、諮問第1号鎌倉都市計画高度地区制限の適用除外に関する認定申請について、可決とよろしいでしょうか。
全委員	～異議なし～
村山会長	ありがとうございます。それでは可決ということで、諮問第1号については終了したいと思います。
3 その他	
村山会長	ここで、議題が全て終了いたしました。事務局から何かありますか。
井上次長	本日は委員の皆様お忙しい中、ご審議いただきありがとうございました。次回の審議会は、7月の下旬から8月の月上旬頃を予定しております。また日程が決まり次第、改めて事務局の方からご連絡をさせていただきます。以上となります。
4 閉会	
村山会長	委員の皆様から他に何かございますか。ないようですので、以上をもちまして審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。